

食品、添加物等の規格基準に定める器具及び容器包装の規格の改正に関する 検討について（案）

1. 改正の内容について

食品用器具及び容器包装の材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 196 号。以下「現行告示」という。）によって、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格において告示され、同年 6 月 1 日に施行（経過措置期間は令和 7 年 5 月末まで）されている。

今回の改正は、現行告示施行日より前に国内で使用されている物質（以下「既存物質」という。）として告示したものについて、経過措置期間終了までに改正し最終化を行うものであるとされている。

今回の改正で収載される既存物質については、厚生労働省より以下のとおり説明されている。

- ・ 現行告示と同じく、合成樹脂の原材料であって、現行告示施行日より前に国内の使用実績がある物質である。
- ・ これまでに器具・容器包装から食品へ移行することによる大きな健康被害の報告がない。
- ・ 事業者からのこれまでの使用実績に関する意見を踏まえ、下表のとおり、一定の安全性の確認を行っている。
- ・ 既存物質の個別の食品健康影響評価については、別途依頼を行う。

基材	分子量 1,000 以上の重合体	分子量が 1,000 以上（重合体）であり、食品へ移行する可能性が低く、移行しても生体に吸収されないと考えられる。
添加剤	<p><グループ 1></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食物の主な成分として摂取されている物質 ● 日本で食品添加物として使用が認可されている物質 ● 欧米で食品添加物として使用が認可されている物質 ● 欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質 ● 分子量 1,000 以上の物質（重合体） 	これまでの使用実績が十分あること、欧米でのリスク評価があること、物質が重合体であること等に基づき、一定の安全性を確認した。
	<p><グループ 2></p> <p>グループ 1 に該当しない物質で、国内における使用実績がある物質</p>	遺伝毒性について、個別試験データ、文献情報、化学構造や物性等を踏まえた定量的構造活性相関（(Q) SAR）等に基づき、一定の安全性を確認した。

2. 食品安全委員会における主な意見

第 896 回食品安全委員会（令和 5 年 4 月 18 日開催）において本改正の内容の説明を受けた際、以下のような意見が食品安全委員会委員から寄せられた。

- ・ 既存物質を収載するものであるが、健康影響等に関する知見の収集を継続的に行い、人の健康への影響に関する新たな知見が得られた場合には、必要に応じてリスク管理措置の見直しを検討することが必要である。
- ・ 欧米で使用実績のある物質について、その使用範囲等について引き続き知見の収集を行い、人の健康への影響に関する新たな知見が得られた場合には、リスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）に関わらず、リスク評価依頼を実施する必要があると考える。
- ・ 個別物質のリスク評価依頼については、計画的に速やかに依頼を行う必要があると考える。

- ・ 食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度について国民が正しく理解できるように、リスク管理機関（厚生労働省）において積極的なリスクコミュニケーションを行うことが必要である。

3. 専門委員からの主な意見

本改正の内容について専門委員に事前に確認いただいたところ、以下のような意見が寄せられた。

- ・ 収載される物質のうち、基材及び添加剤グループ1については、分子量 1,000 以上であること、欧米でリスク評価が実施されていること、飲食物の主な成分又は食品添加物としての使用実績があること等を踏まえると、本改正により人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。
- ・ 収載される物質のうち、添加剤グループ2については、厚生労働省で実施した遺伝毒性の判断の考え方及びその結果について確認したところ、明らかな懸念はないと考えられる。
- ・ 本改正は、既存物質を収載するものであるが、厚生労働省が作成したリスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）に基づき、個別物質のリスク評価に資する情報を速やかに収集し、本改正後に個別物質の評価依頼が行われることが重要である。
- ・ 収載する物質について、適切な規格値（含有量等）が設定されることが必要と考える。
- ・ 基材及び添加剤に意図せず混入する物質（残存モノマー、不純物等）について、適切なリスク管理措置を講じることが必要と考える。
- ・ 基材の使用可能食品区分、最高温度、特記事項が削除され、別の基準改正案において、事業者ごとにこれらの情報を販売先に提供することとなるとされている。これらの情報伝達等の公衆衛生上必要な措置が適切に行われることが重要である。
- ・ 本改正後においても健康影響等に関する知見の収集を継続的に行い、人の健康への影響に関する新たな知見が得られた場合には、必要に応じてリスク管理措置の見直しを検討することが必要である。